

2016年5月2日

島根県知事 溝口善兵衛 様

島根原発・エネルギー問題県民連絡会

代表世話人 北川 泉

連絡先住所 松江市朝日町 489

三洋苑ビル1階D室

「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」に関する公開質問

島根原発2号機は、現在、原子力規制委員会によって新規規制基準への適合性が審査されています。同委員会が基準に適合していると判断すれば、次の段階で地元自治体に求められるのは、再稼働に対する「同意」「不同意」の判断です。福島原発の事故とその後の悲惨な状況を知る私たち島根県民は、その判断に関心ではられません。

原子力規制委員会の田中俊一委員長が、「規制基準への適合性を審査するが、安全だということは申し上げません」と繰り返し述べているように、規制基準への適合性の認定は安全性の証明ではありません。また、去る3月、「さようなら原発3・12ヒロシマ集会実行委員会」が中国電力本社に、島根原発2号機の再稼働及び上関原発計画の中止等を申し入れた時、対応した中国電力の広報担当マネージャーは、島根原発の過酷事故の可能性を認め、広報課長は「島根原発が事故を起こした場合、避難が5年以上になることも否定できない」と回答しました。原発の安全性が保障されていないのであれば、残される唯一の方法は、事故が起こった場合の避難だけです。

そこで、島根県が関わっておられる避難の問題に関して、以下の質問をいたしますので、ご回答を宜しくお願い致します。なお、ご回答期限は、勝手ながら本年5月18日までとさせていただきます。

記

1. 福島第1原子力発電所の事故では、地震・津波による死亡者よりも原発事故からの避難過程における関連死が多くなっています。原発を抱える島根県の知事として、福島原発事故の避難からどのような教訓を得ておられるのか。お考えをお聞かせください。
2. 再稼働についての同意・不同意の地元判断基準は何か。そこに「避難」および「避難計画」は位置づけられるのか否か。また、「避難計画」が判断要素に含まれるとすれば、地元同意を可とするに足る避難計画の水準は具体的にどのようなものか、お示しください。
3. 島根県の避難計画の現状について、貴職は、「避難計画の現状は、再稼働しても良い水準にある」とお考えでしょうか。あるいは、「不足、不十分な点がある」とお考えであれば、それは何か。貴職の評価をお聞かせください。
4. 避難計画は30キロ圏内に限られていますが、30キロ圏外の地域については、避難計画をつくる予定はありませんか。その予定がないとすれば、そうした判断根拠をお示しください。
5. 熊本地震の報道に接し、県民は地震災害への関心を高めています。原発事故と地震災害が複合した場合、島根県の「避難計画」では地震災害への対応が優先されることになっていますが、熊本地震を踏まえても、現行「避難計画」は住民の安全を守るために有効に機能しますか。また、避難路の確保策は万全でしょうか。

以上